

「あおもり家庭教育アドバイザー養成講座 第2回」

上北地区：令和4年7月 7日（木）三沢市国際交流教育センター

西北地区：令和4年7月21日（木）つがる市生涯学習交流センター「松の館」

1 趣旨

地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、そこで養成した人財を「あおもり親楽プログラム」([詳細はこちらへ](#))を使う研修会等に派遣する。

2 内容

【講義】「子どもをもつ親の気持ち」

講師 青森県八戸児童相談所 こども相談第二課

課長 山田 憲子 氏

※西北地区の「講義」については、講師都合により11月9日に実施予定の第6回に延期

【演習】「あおもり親楽プログラムⅠ」

進行 県総合社会教育センター職員



3 講義要旨

- ・児童相談所とは、児童福祉法第12条により設置が義務づけられている地方自治体の行政機関である。(県内6か所)
- ・主な機能と権限として、「市町村援助機能」、「相談機能」、「一時保護機能」、「措置機能」、「民法上の権限」がある。
- ・児童虐待の件数は年々増加している。虐待対応件数増加の背景には、通告義務の周知徹底による意識の高まりが一因と言われている。
- ・アタッチメントの原則として、大人はいつも子どもの状態を気にかけて、その後ろを心配してついて回ったり、先回りしたりするのではなく、どっしりと構え、子どもが求めてきたときに「情緒的に利用可能」な存在であればいい。→「情緒的利用可能性」
- ・トラウマインフォームドケア：①ふりかかってくるもの(ストレッサー)、②それに対する自分の反応(ストレス反応)、③気づきを向ける(マインドフルネス)、④対処する・工夫する(コーピング)
- ・それぞれの「感情」には役割があり、「感情」をもつことは悪いことではない。むしろ、たくさんの感情を知っていることで、相手のことを想像することができる。

4 アンケート結果から

受講結果に満足	94%	どちらかと言えば満足	6%
どちらかと言えば不満	0%	不満	0%

- ・初めて児童相談所について詳しく知りました。虐待について特化した場という認識が強かったですが、それだけではなく、子どもがよりよく育つための相談なども受けていることを知り、身近に感じることができました。
- ・愛着やトラウマ等のお話は、一部の子どもだけではなく、誰にでも起こりうることだと感じました。まずは、自分の子育てから見直しや振り返りをしていきたいなと思います。貴重なお話をありがとうございました。
- ・親楽プログラムを初めて体験しました。子育て、特にネガティブなことは、ママ友であるから故に話づらいこともあります。しかし、プログラムとして取り組むことで、「話してもいい場所」という認識が安心感につながり、ありのままを話せたような気がします。

第2回は、子育てを頑張る親御さんの気持ちを理解するための学び、また、「あおもり親楽プログラム」の活用について演習を行いました。受講者にとって、新たな気づきの多い回になりました。